

## 令和8年度採用 愛知県一般職非常勤職員 (消費生活相談員 月額) 募集について

《受付期間》 令和7年12月19日（金）から令和8年1月16日（金）まで  
(土曜日、日曜日及び国民の祝日等の休日、年末年始（12/29～1/3）は除く)

《試験日》 令和8年1月27日（火）

《採用予定》 令和8年4月1日（水）

### 1 採用職種

- (1) 消費生活主任相談員
- (2) 消費生活相談員

### 2 勤務場所

愛知県消費生活総合センター  
(名古屋市中区三の丸二丁目3番2号)

### 3 採用予定人数

- (1) 消費生活主任相談員 1名
- (2) 消費生活相談員 5名

### 4 業務内容

- (1) 消費生活主任相談員

消費生活相談の受付・処理・集計・分析に関する業務、消費者教育、市町村相談支援等に関する事務及び消費生活相談員が行う事務の指導・助言

- (2) 消費生活相談員

消費生活相談の受付・処理・集計・分析に関する業務、消費者教育、市町村相談支援等に関する事務

### 5 応募の資格等

職種ごとに、下記に該当する人であって、令和8年4月1日から勤務可能な人  
なお、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人（注1）は応募できません。  
また、採用後は、地方公務員法に基づく一般職の地方公務員となります。

- (1) 消費生活主任相談員

下記に該当し、かつ下記に係る実務経験を通算10年以上有する人

- (2) 消費生活相談員

下記に該当する人

・消費生活相談員資格試験（消費者安全法第10条の3第1項に規定）合格者

ただし、消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター認定）、消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会認定）又は消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会認定）のいずれかの資格を有し、平成28年3月31日時点において、通算して1年以上の実務経験（※1）がある人のうち、次のいずれかに該当する人は、「消費生活相談員資格試験合格者」とみなします（以下「消費生活相談員資格試験みなし合格者」という。）。

ア 平成23年4月1日から平成28年3月31日までの間に、通算1年以上の実務経験がある人

イ 上記アには該当しないが、指定講習（※2）を修了した人

※1 消費生活相談又はそれに準ずる事務を行った経験年数

※2 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律附則第3条第2項に規定する内閣総理大臣が指定する者が実施する講習会

（注1）地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・愛知県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 6 任用条件

会計年度任用の職として任用される一般職非常勤職員となります。

### （1）任用期間

採用された年度の末日（令和9年3月31日）までです。

ただし、能力実証等を経た上で、本人の意思を確認し、4回まで再度の任用をすることがあります。

なお、県の組織変更により、再度の任用回数が短縮される場合があります。

### （2）勤務時間（参考：令和7年4月1日現在）

平日：午前9時から午後5時15分まで（休憩1時間を含む）

土曜日及び日曜日：午前8時45分から午後5時まで（休憩1時間を含む）

4週間につき1週間あたり29時間となります。

### （3）勤務形態

土曜日及び日曜日を含めた週4日勤務で、週休日は毎月指定

### （4）報酬（募集時点での予定額のため、今後変動する可能性があります。）

ア 消費生活主任相談員 月額 227,800円

イ 消費生活相談員 月額 212,500円

その他、所定の基準に従い、期末・勤勉手当及び通勤費相当額が加算されます。

## (5) 社会保険

原則として雇用保険法及び厚生年金保険法の被保険者並びに地方公務員等共済組合法（年金を除く）の組合員となります。

## 7 受験申込手続き

### (1) 申込必要書類

必要事項を記入した申込書及び該当資格に応じて下記のいずれかを提出

#### 〔消費生活相談員資格試験を受験し合格した人〕

- ・消費生活相談員資格試験の合格を証するものの写し

#### 〔消費生活相談員資格試験みなし合格者〕

ア 平成23年4月1日から平成28年3月31日までに、通算1年以上の実務経験がある人

- ・消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を証するものの写し

- ・実務経験証明書

イ 上記アには該当しないが、指定講習を修了した人

- ・消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を証するものの写し

- ・実務経験証明書

- ・指定講習修了証の写し

### (2) 提出先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課 消費生活相談・消費者教育グループ

ア 郵送の場合（簡易書留に限る）

郵便番号 460-8501 所在地記載不要

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

消費生活相談・消費者教育グループ

イ 持参の場合

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号 愛知県自治センター1階

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

消費生活相談・消費者教育グループ

### (3) 受付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月16日（金）午後5時30分まで【必着】

（土曜日、日曜日及び国民の祝日等の休日、年末年始（12/29～1/3）を除く）

## 8 選考試験（面接試験）

### (1) 試験日 令和8年1月27日（火）

※面接時間は、令和8年1月20日（火）頃までに郵送にてお知らせします。

### (2) 試験場所 愛知県自治センター内 会議室

名古屋市中区三の丸二丁目3番2号

※会場周辺には駐車場がありませんので、公共交通機関を利用してください。

## 9 合格発表

令和8年2月3日（火）頃 受験者全員に合否を通知（郵送）します。

## 10 採用

採用は原則として、令和8年4月1日です。

健康診断及び最終意向確認を経て、その結果に基づき採用者を決定します。

欠員が生じた場合は、補欠合格者の成績上位者から採用します。

## 11 その他

合格者は、令和8年2月下旬以降に愛知三の丸クリニックで実施する健康診断を受診していただきます（今年度既受診者は除く）。

## 12 問合せ先

愛知県県民文化局県民生活部県民生活課

消費生活相談・消費者教育グループ

電話番号 052-954-6165（ダイヤルイン） FAX 052-961-1317

メールアドレス [kenminseikatsu@pref.aichi.lg.jp](mailto:kenminseikatsu@pref.aichi.lg.jp)

## 試験申込書の記入上の注意

- 1 現住所は、寮、アパート等の場合はその名称、室番号まで詳しく記入してください。  
また、連絡先は、現住所に不在の場合、連絡を受けるのに確実で都合のよい場所を記入してください。
- 2 学歴は、最終学歴を記入してください。
- 3 最終学歴後の経歴は、現在の状況からその前5つまで記入してください。
- 4 裏面に、「応募の動機」を20~25行の範囲で御記入ください。

## 試験会場案内図

愛知県自治センター（名古屋市中区三の丸二丁目3番2号）

地下鉄名城線 名古屋城駅 5番出口から西へ徒歩1分

